

# 一関地区広域行政組合地域 循環型社会形成推進地域計画

一関市  
平泉町  
一関地区広域行政組合

令和2年11月13日

# 目 次

	Page
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 .....	1
(1) 対象地域 .....	1
(2) 計画期間 .....	2
(3) 基本的な方向 .....	2
(4) 広域化の検討状況 .....	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 .....	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状 .....	4
(2) 一般廃棄物等の処理の目標 .....	5
3 施策の内容 .....	8
(1) 発生抑制、再使用の推進 .....	8
(2) 処理体制 .....	10
(3) 処理施設の整備 .....	12
(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの .....	12
(5) その他の施策 .....	13
4 計画のフォローアップと事後評価 .....	14
(1) 計画のフォローアップ .....	14
(2) 事後評価及び計画の見直し .....	14
添付書類 .....	15
様式1 .....	16
様式2 .....	18
様式3 .....	19
【参考資料様式2】 .....	20
【参考資料様式4】 .....	21
【参考資料様式7】 .....	22
添付資料1 対象地域図 .....	23
添付資料2 分別区分説明資料 .....	24
添付資料3 目標の設定に関するグラフ等 .....	25

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名 一関市及び平泉町  
面 積 1,319.81 km<sup>2</sup>  
人 口 121,851 人（令和2年3月31日現在）  
(内訳)

市町村名	一関市	平泉町
面積 (km <sup>2</sup> )	1,256.42	63.39
人口 (人)	114,438	7,413



図 1-1 対象地域図

## (2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

平成27年度に策定された「一関市総合計画 前期基本計画」では、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進や効率的な廃棄物処理システムの確立、環境自治体のシステムづくりを実施していくこととしている。

平成24年度に策定された「平泉町環境基本計画」では、歴史的文化遺産の世界遺産登録による観光客の増加が見込まれており、これに伴い、ごみ排出量の増加が懸念されることから、さらなるごみの減量化に向けて全町的に取り組み、ごみの少ない平泉町のPRを推進していくこととしている。

のことから、本計画のごみ処理の基本的な方向としては、積極的に発生抑制・再使用の取組を強化し、環境に配慮してごみの適正処理を行うとともに、エネルギー回収を推進し、災害に備えた地域の防災拠点として強靭な廃棄物処理施設の整備・維持を進めることにより、循環型社会の確立を目指すものとする。

## (4) 広域化の検討状況

岩手県では、平成11年3月に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」及び平成30年3月に策定した「岩手県ごみ処理広域化指針」に基づき、県内を6つのブロックに区分し、ブロック毎にごみ処理広域化を推進する指針を示した。

本地域は奥州市、金ケ崎町地域と共に県南ブロックと位置づけられており、平成15年7月に県南ブロックにおけるごみ処理広域化を検討する組織として「県南地区ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、ごみの広域処理方針について検討を重ねてきた。

平成25年11月に策定された「県南地区ごみ処理基本構想」では、焼却（溶融）処理施設の整備方針として、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質により、ごみ処理や施設建設への影響が懸念されること、災害時、事故時等のリスク分散や相互支援の優位性などを踏まえ、当面の対応として2施設体制（一関市、平泉町地域と奥州市、金ケ崎町地域に各1か所）とし、計画的に施設整備を推進していくこととしており、2施設体制のあり方については、放射線問題、人口の減少その他社会情勢の変化等に応じ、引き続き必要な検討を行なっていくものとしている。また、最終処分場のあり方については、住民の放射性物質による汚染に対する不安から、地域間の廃棄物の運搬に強い不安や懸念があり、そうした状況を踏まえると、一関市・平泉町地域と奥州市・金ケ崎地域間での廃棄物の運搬は実質的に困難であると考えられるため、1施設への集約化を避け2施設体制とすることで地域内で一定の余裕を持った施設の確保、被災時などの柔軟な対応、処理の連携を図ることとしている。

本地域にかかる整備スケジュールとしては、焼却施設は、一関清掃センターと大東清掃センターのごみ焼却施設を統合した新たなごみ焼却施設は、令和9年度を目途に稼働開始を目指し、新たな最終処分場は、舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターのいずれも、残余容量が逼迫しつつあることから、令和8年度の供用開始を目指すこととしている。

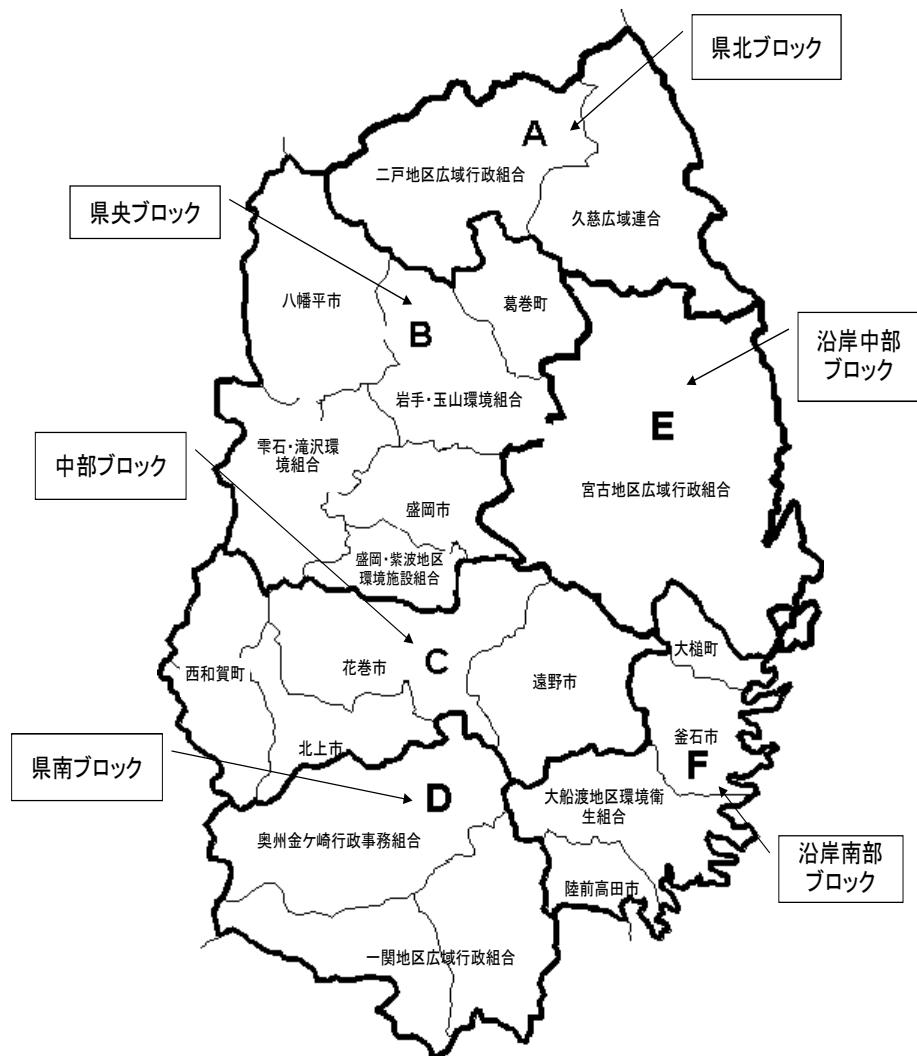


図 1-2 岩手県広域化ブロック

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2-1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、37,369トンであり、再生利用される「総資源化量」は6,192トン、リサイクル率（＝（直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量）／（ごみの総処理量+集団回収量））は16.6%である。

中間処理による減量化量は27,014トンであり、計画処理量の75.7%が減量化されている。また、計画処理量の11.7%に当たる4,163トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は29,810トンである。各焼却施設では、温水の場内利用を行っている。

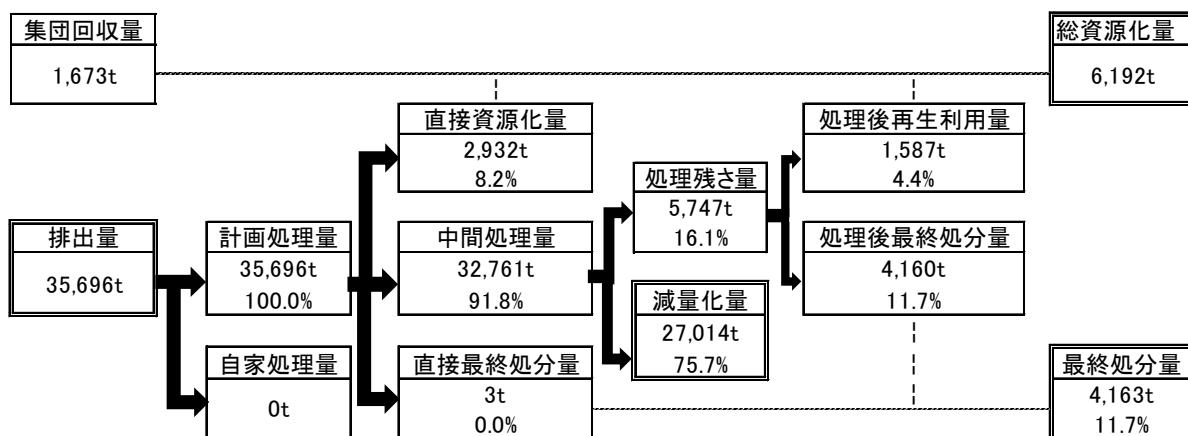
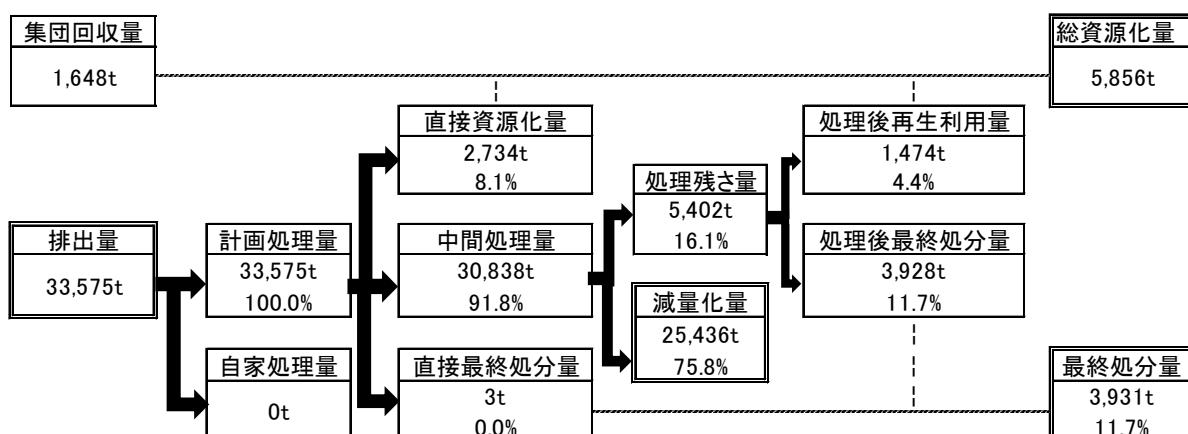
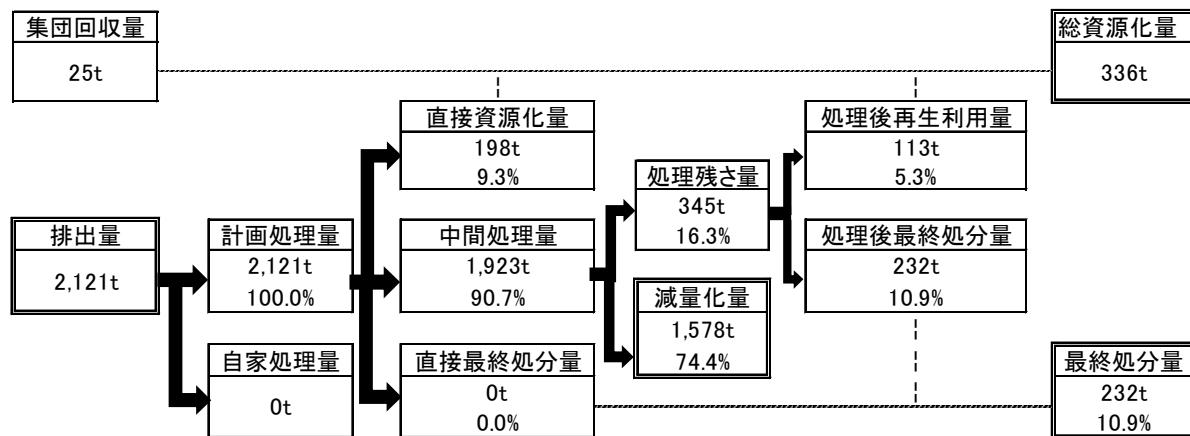


図2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）



<参考> 一関市の一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）



<参考> 平泉町の一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合 <sup>※1</sup> ） (令和元年度)	目標（割合 <sup>※1</sup> ） (令和9年度)
排出量	事業系 総排出量	9,861 トン	8,253 トン ( -16.3%)
	1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.65 トン/事務所	1.43 トン/事務所 ( -13.3%)
	生活系 総排出量	25,835 トン	21,690 トン ( -16.0%)
	1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	188 kg/人	177 kg/人 ( -5.9%)
合計	事業系生活系排出量合計	35,696 トン	29,943 トン ( -16.1%)
再生利用量	直接資源化量	2,932 トン ( 8.2%)	2,619 トン ( 8.7%)
	総資源化量	6,192 トン ( 16.6%)	5,422 トン ( 17.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	—	10,974 MWh 7,388 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	4,163 トン ( 11.7%)	2,928 トン ( 9.8%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1 事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

### 《用語の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再 生 利 用 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エ ネ ル ギ ー 回 収 量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：トン〕

最 終 処 分 量：埋立処分された量〔単位：トン〕

<参考> 一関市の減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 <sup>*1</sup> ) (令和元年度)	目標 (割合 <sup>*1</sup> ) (令和9年度)
排出量	事業系 総排出量	9,297 トン	7,776 トン ( -16.4%)
	1 事業所当たりの排出量 <sup>*2</sup>	1.68 トン/事務所	1.46 トン/事務所 ( -13.1%)
	生活系 総排出量	24,278 トン	20,389 トン ( -16.0%)
	1 人当たりの排出量 <sup>*3</sup>	188 kg/人	177 kg/人 ( -5.9%)
合計	事業系生活系排出量合計	33,575 トン	28,165 トン ( -16.1%)
再生利用量	直接資源化量	2,734 トン ( 8.1%)	2,445 トン ( 8.7%)
	総資源化量	5,856 トン ( 16.6%)	5,130 トン ( 17.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	—	10,325 MWh 6,951 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	3,931 トン ( 11.7%)	2,780 トン ( 9.9%)

<参考> 平泉町の減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 <sup>*1</sup> ) (令和元年度)	目標 (割合 <sup>*1</sup> ) (令和9年度)
排出量	事業系 総排出量	564 トン	477 トン ( -15.4%)
	1 事業所当たりの排出量 <sup>*2</sup>	1.28 トン/事務所	1.08 トン/事務所 ( -15.6%)
	生活系 総排出量	1,557 トン	1,301 トン ( -16.4%)
	1 人当たりの排出量 <sup>*3</sup>	186 kg/人	174 kg/人 ( -6.5%)
合計	事業系生活系排出量合計	2,121 トン	1,778 トン ( -16.2%)
再生利用量	直接資源化量	198 トン ( 9.3%)	174 トン ( 9.8%)
	総資源化量	336 トン ( 15.7%)	292 トン ( 16.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	—	649 MWh 437 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	232 トン ( 10.9%)	148 トン ( 8.3%)

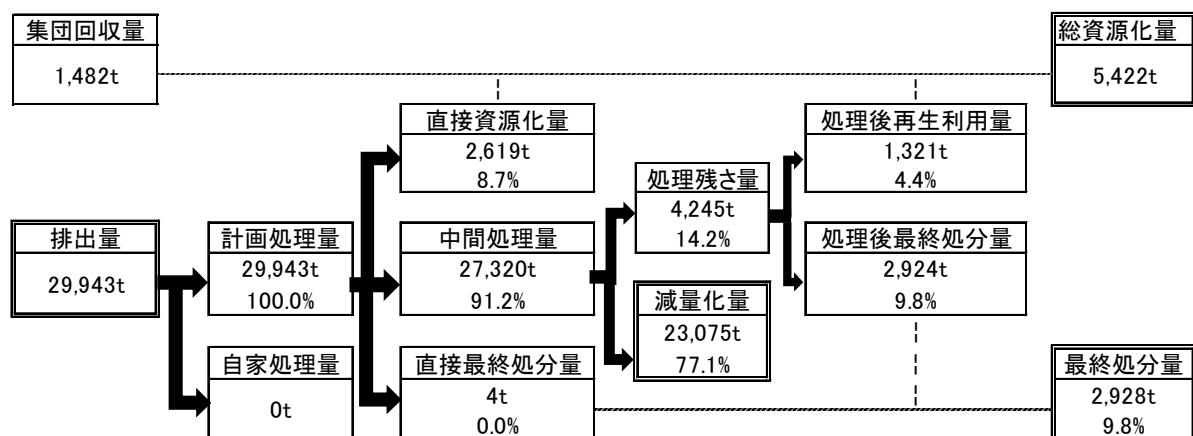
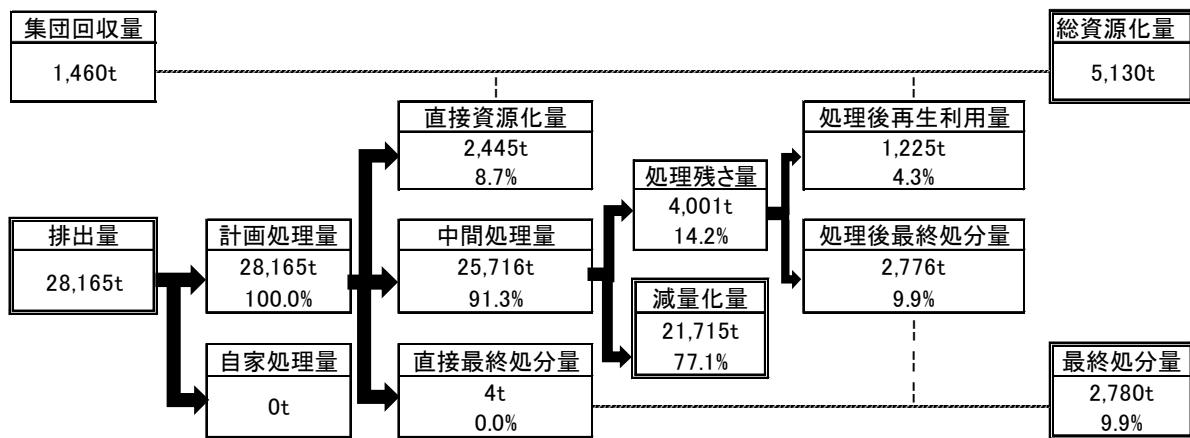
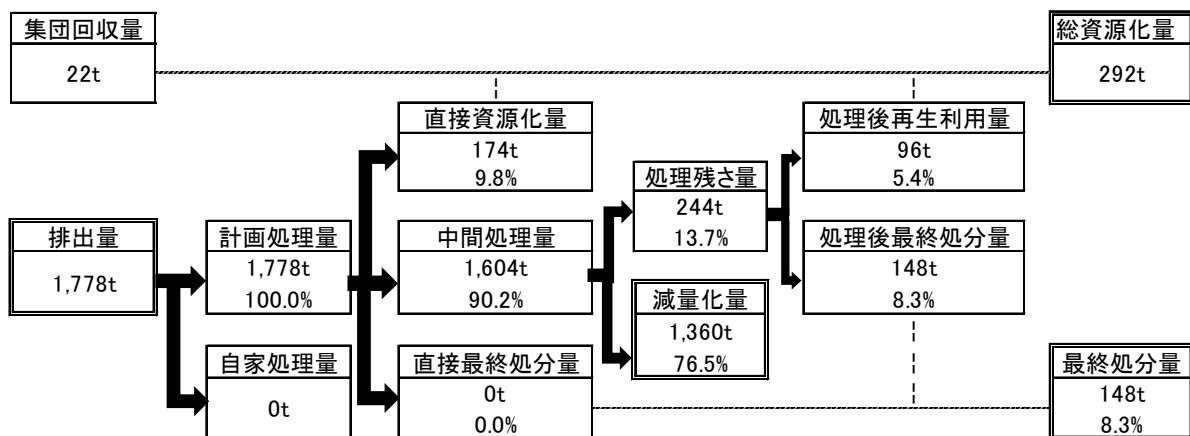


図 2-2 目標達成時的一般廃棄物の処理状況フロー (令和9年度)



<参考> 一関市の目標達成時的一般廃棄物の処理状況フロー（令和9年度）



<参考> 平泉町の目標達成時的一般廃棄物の処理状況フロー（令和9年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

組合と構成市町では、「一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、ごみの発生抑制、再使用のための取り組みを推進してきた。

ごみの発生抑制、再使用の推進のためには、積極的な普及啓発や広報活動により、一人ひとりの意識の向上を図る必要がある。併せて、住民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を理解し、連携・協力を進めていくことが大切である。

今後、更なる発生抑制、再使用を推進するために、これまでの取組を強化するとともに、新たな事業の取組について検討する。

主な施策は次のとおりである。

##### ア 環境教育・意識啓発

構成市町では、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において廃棄物処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取組む。

保育所、幼稚園、小中学校などの教育現場における学乳紙容器リサイクルやリサイクル製品の提供などを通じて子どもたちの廃棄物減量化や環境美化に対する意識を育てる。

また、広報、ホームページなどを活用した適正処理及び減量化の取組を促進する。

##### イ 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみについては、事業者の責任において資源化・適正処理・処分することが原則である。

事業系ごみの処理について、処理費用を勘案した手数料の見直しなどにより適切な経済的インセンティブを与えるとともに、事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じる。

廃棄物処理施設における展開検査は事業系ごみの削減、発生抑制・資源化への誘導を図る上で非常に有効な手段であり、事業所への立ち入り検査なども含めて事業者への直接指導を推進する。

##### ウ 容器包装廃棄物の発生抑制・資源化の推進

住民、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでのレジ袋の撤廃、使い捨て容器の使用抑制、過剰包装の抑制、リターナブル容器の利用促進に向けた方策について検討するとともに、住民、販売事業者に対する普及・啓発に努める。また、店頭回収や行政の分別収集を利用して容器包装廃棄物のリサイクルを推進する。

##### エ リターナブル容器の利用促進

リユースの普及を図る観点から、地域においてリターナブルびんの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努める。その他のリターナブル容器についても、利用促進のため、事業者や住民への呼びかけに努める。

##### オ 環境物品等の使用促進

組合及び構成市町において、グリーン購入・グリーン契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。

##### カ 資源の分別

資源を効率的に回収し、円滑に資源化する手法として資源の分別がある。資源化の効果が高く、住民にも定着していることから、今後も継続、拡充を図る。

また、法制度やリサイクル環境の変化に応じて、今後新たな分別品目の検討を行う。

## **キ 中間処理後の資源物回収**

組合では、一関清掃センターリサイクルプラザ施設及び大東清掃センター粗大ごみ処理施設を整備し資源ごみも併せて処理し資源化している。

中間処理後の資源物回収についても資源化効果が高く、今後も継続を図る。

## **ク 分別収集の継続**

生活系ごみの分別収集は、基本的には今後とも現状の収集形態で積極的に取り組むものとし、資源化のための分別収集の周知、啓発を図り、資源ごみの適正排出により不適物の混入を抑制し、資源化量の増加、ごみ減量化を推進する。

また、ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方チラシ、ごみ分別アプリを効果的に利用し、排出指導、啓発活動を行う。

## **ケ リサイクル施設活用の継続**

生活系ごみのうち、燃やせないごみ、紙類を除く資源ごみは、一関清掃センターリサイクルプラザ施設及び大東清掃センター粗大ごみ処理施設において、中間処理による資源化を推進する。

## **コ 適正処理の推進**

廃棄物処理法、岩手県条例による野外焼却の規制に基づき、燃やすごみについて適正処理を推進する。

## **サ 排出方法の周知**

一時的に多量排出されるごみの排出方法に関する周知・啓発について、今後、研究・検討を進めること。

また、処理困難物について、処理状況の把握に努めながら、情報提供と啓発、周知を図る。

## **シ 事業系ごみの適正排出の推進**

生活系ごみに準じた分別方法による資源化を促進する。また、ごみ集積所への排出があると推測されることから、状況把握に努めながら、適正排出に関して啓発、周知の徹底、減量化を促進する。

事業系ごみの適正処理の促進を図るための研究・検討を行う。また、県関係機関と協力し、一般廃棄物と産業廃棄物の分別に関する啓発、産業廃棄物の混入防止、一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物の種類及び処理方法の周知を行う。

## **ス 有料化**

住民や事業者が廃棄物処理施設に持ち込んだごみの処理については、ごみ処理手数料を徴しているが、ごみ集積所から収集するごみの有料化はしていない。ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平性、住民の意識改革につながり、発生抑制に有効と考えられることから、今後、国のガイドライン並びに県内の動向を踏まえ検討していく。

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3-1のとおりである。

令和2年度現在、地域においてごみの分別区分は概ね統一されているが、一部の品目では地区により異なっている。

このため、住民の負担の公平化や将来における新たな廃棄物処理施設の整備などの観点からも、地域全体でのごみの分別方法や取扱の統一に向けた検討を行うものとする。

併せてごみの減量と資源回収量の向上のための検討を進めることにより、循環型社会の構築を総合的に推進するものとする。

### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、事業系ごみは、事業者による自己搬入、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することにより、廃棄物処理施設に搬入されている。搬入時の分別区分は、生活系ごみの分別区分に準じている。

今後は、事業者に対する減量化計画の策定指導、事業所への立ち入り検査などの排出抑制対策を講じることで、事業系ごみの削減、発生抑制・資源化への誘導を図っていく。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在は産業廃棄物の処理を行っていないが、平成29年度までは、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で処理してきたところである。新設するエネルギー回収型一般廃棄物処理施設での処理については、施設での処理能力の余力などに基づき今後検討する。

### エ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみの分別徹底などにより発生抑制に努め、リサイクルの推進と最終処分量の削減を図る。
- ◇ 分別品目については、隨時検討を加え、見直し・拡大を視野に入れ資源化を推進する。
- ◇ 事業者への適正なごみ排出の指導を行い、事業系ごみの減量化及び資源化に努めるとともに、産業廃棄物の受け入れの可否について検討する。
- ◇ エネルギー回収型一般廃棄物処理施設については令和9年度、新最終処分場については令和8年度の稼働開始を目指し、施設整備に必要な事業を遂行していく。

表3-1 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（令和元年度）		平泉町		一関市		平泉町		今 後（令和9年度）		平泉町	
分別区分	処理方法	処理施設等		処理方法		処理施設等		処理量(㌧)	処理施設等	処理方法	
		一次処理	二次処理	分別区分	処理方法	一次処理	二次処理			分別区分	処理方法
燃やすごみ	焼却、埋立	舞川清掃センター または 東山清掃センター	28,061	燃やすごみ	焼却、埋立	舞川清掃センター	1,749	燃やすごみ	焼却、埋立	燃やすごみ	焼却、埋立
粗大ごみ	破碎・焼却 破碎、埋立	花泉清掃センター または 東山清掃センター	1,361	粗大ごみ	破碎、焼却 破碎、埋立	花泉清掃センター	76	粗大ごみ	破碎、焼却 破碎、埋立	粗大ごみ	破碎、焼却 破碎、埋立
燃やせないごみ	破碎、埋立		1,364	燃やせないごみ	破碎、埋立		89	燃やせないごみ	破碎、埋立	燃やせないごみ	破碎、埋立
缶	分別・ 圧縮、 壳却		231	缶	分別・ 圧縮、 壳却	一関清掃センター	15	缶	分別・ 圧縮、 壳却	缶	分別・ 圧縮、 壳却
びん	分別、 壳却		872	びん	分別、 壳却	一関清掃センター	79	びん	分別、 壳却	びん	分別、 壳却
ペットボトル	分別、 壳却		210	ペットボトル	分別、 壳却	一関清掃センター	12	ペットボトル	分別、 壳却	190	ペットボトル
資源ごみ	分別、 壳却		419	資源ごみ	分別、 壳却	大東清掃センター	28	資源ごみ	分別、 壳却	341	資源ごみ
紙類	分別、 壳却		1,050	紙類	分別、 壳却	粗大ごみ 処理施設	72	紙類	分別、 壳却	938	紙類
廃小型家電	分別、 壳却		7	廃小型家電	分別、 壳却	廃大型家電	1	廃小型家電	分別、 壳却	7	廃小型家電

※ 分別区分については、区分された廃棄物が具体的にどのような廃棄物を指すかを別紙により説明

現 状（令和元年度）		平泉町		一関市		平泉町		今 後（令和9年度）		平泉町	
分別区分	処理方法	処理施設等		処理方法		処理施設等		処理量(㌧)	処理施設等	処理方法	
		一次処理	二次処理	分別区分	処理方法	一次処理	二次処理			分別区分	処理方法
燃やすごみ	焼却、埋立	舞川清掃センター または 東山清掃センター	28,061	燃やすごみ	焼却、埋立	舞川清掃センター	1,749	燃やすごみ	焼却、埋立	燃やすごみ	焼却、埋立
粗大ごみ	破碎・焼却 破碎、埋立	花泉清掃センター または 東山清掃センター	1,361	粗大ごみ	破碎、焼却 破碎、埋立	花泉清掃センター	76	粗大ごみ	破碎、焼却 破碎、埋立	粗大ごみ	破碎、焼却 破碎、埋立
燃やせないごみ	破碎、埋立		1,364	燃やせないごみ	破碎、埋立		89	燃やせないごみ	破碎、埋立	燃やせないごみ	破碎、埋立
缶	分別・ 圧縮、 壳却		231	缶	分別・ 圧縮、 壳却	一関清掃センター	15	缶	分別・ 圧縮、 壳却	缶	分別・ 圧縮、 壳却
びん	分別、 壳却		872	びん	分別、 壳却	一関清掃センター	79	びん	分別、 壳却	びん	分別、 壳却
ペットボトル	分別、 壳却		210	ペットボトル	分別、 壳却	大東清掃センター	12	ペットボトル	分別、 壳却	190	ペットボトル
資源ごみ	分別、 壳却		419	資源ごみ	分別、 壳却	粗大ごみ 処理施設	28	資源ごみ	分別、 壳却	341	資源ごみ
紙類	分別、 壳却		1,050	紙類	分別、 壳却	廃大型家電	72	紙類	分別、 壳却	938	紙類
廃小型家電	分別、 壳却		7	廃小型家電	分別、 壳却	廃大型家電	1	廃小型家電	分別、 壳却	7	廃小型家電

### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の表3-1に示した今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3-2のとおり必要な施設整備を行う。

表3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収施設	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業	約106t/日	一関市内	R 6～R 8
2	最終処分場	新最終処分場整備事業	約80,600m <sup>3</sup>	一関市内	R 6～R 7

#### イ エネルギー回収施設整備の理由

平成25年11月に策定された「県南地区ごみ処理広域化基本構想」に基づき、一関清掃センター及び大東清掃センターを統廃合し、令和9年度の稼働開始を目指し、新たな焼却施設の建設を図るもの。

#### ウ 最終処分場整備の理由

舞川清掃センターの埋立終了予定期が令和8年度、花泉清掃センターが令和5年度、東山清掃センターが令和6年度となっており、残余容量が逼迫していることから、令和8年度の稼働開始を目指し、「県南地区ごみ処理広域化基本構想」に基づき、新たな最終処分場の整備を図るもの。

### (4) 施設整備に係る計画支援に関するもの

(3)の施設整備に先立ち、表3-3のとおり計画支援事業を行う。

表3-3 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備 (事業番号1)に係るPFI導入可能性調査事業	PFI導入可能性調査	R 3
	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備 (事業番号1)に係る用地測量調査事業	用地測量 地質調査等	R 3
	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備 (事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R 3～R 5
	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備 (事業番号1)に係る実施設計事業	実施設計	R 6
32	新最終処分場整備(事業番号2)に係る用地測量 調査事業	用地測量 地質調査等	R 3
	新最終処分場整備(事業番号2)に係る生活環境 影響調査事業	生活環境影響調査	R 3～R 4
	新最終処分場整備(事業番号2)に係る実施設計 事業	実施設計	R 6

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア 再生利用品の需要拡大事業

行政において再生品の利用を率先して行い、無駄な消費をしないよう努める。

また、住民・事業者に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけるとともに、エコマーク商品などの環境保全型商品、再生品の情報提供を行う。

### イ 不法投棄対策

不法投棄は、山林や河川敷、道路脇、ごみ集積所などに多く行われるが、不法投棄の防止に向けて監視を行うことが大変困難であるため、現時点では不法投棄をなくす有効な手段は見つからず、苦慮している状況にある。

こうした状況の中で、構成市町では不法投棄・ポイ捨ての多発場所への看板の設置、巡回パトロールなどを行い、不法投棄の防止に向けて住民・事業者・構成市町が一体となった不法投棄の未然防止体制の構築に努める。

### ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災や水害などの自然災害により、一時的に多量排出される廃棄物については、衛生状態を保持する必要があることから、周辺自治体と災害廃棄物の処理に関する相互支援に関する協定や地元産業廃棄物処理事業者で構成する協会との災害廃棄物の処理に関する協定の締結により、連携して適正な処理に努める。

また、現在、災害廃棄物処理計画の策定を構成市町でそれぞれ進めており、令和3年の完成を予定している。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

## 添付書類

## 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

地域の概要		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)				目標	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和9年度
(1) 地域名	一関地区広域行政組合地域	(2) 地域内人口	121,851人	(3) 地域面積	131.9.81km <sup>2</sup>		
(4) 構成市町村等名	一関市、平泉町、一関地区広域行政組合	(5) 地域の要件*	(入日) 面積 豪雪	沖縄 离島 奄美 山村 半島 過疎 その他			
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：一関市、平泉町						

設置年月日：平成18年4月1日設立

## 2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)				目標	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和9年度
排出量						
事業系 総排出量(トン)	11,562	11,416	11,361	10,299	9,861	8,253
1事業所当たりの排出量(トン)/事業所	1.90	1.95	1.89	1.72	1.65	1.43
生活系 総排出量(トン)	27,320	26,455	26,157	26,026	25,835	21,690
1人当たりの排出量(kg/人)	185	182	183	185	188	177
合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	38,882	37,871	37,518	36,325	35,696	29,943
再生利用量						
直接資源化量(トン)	3,314	3,125	3,129	3,109	2,932	2,619
総資源化量(トン)	5,812	5,531	5,498	6,285	6,192	5,422
エネルギー回収量	(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	10,974
	(年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	7,388
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	29,278	28,608	28,354	27,319	27,014
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	5,778	5,665	5,486	4,490	4,163
						2,928

\* 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容  
平成30年度に策定した一般廃棄物処理基本計画では、令和元年度から令和10年度までに住民一人当たりの可燃ごみの排出量を5%削減することを目標としていることから、この目標値を基本として令和9年  
度の達成目標を地域計画における令和9年度の目標値と定めた。  
なお、次期一般廃棄物処理基本計画策定時にも、同様の考え方で計画することとしている。

## 様式1

## 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

## (1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
ごみ焼却施設	一関清掃センター	一関地区広域行政組合	全連続式	150t/日	S56.3	R9.3	未定	
ごみ焼却施設	大東清掃センター	一関地区広域行政組合	全連続式	80t/日	H11.8	R9.3	未定	
最終処分場	舞川清掃センター	一関地区広域行政組合	サンドイッヂセル方式	155,666m <sup>2</sup>	H10.3	R9.3	未定	
最終処分場	花泉清掃センター	一関地区広域行政組合	サンドイッヂセル方式	31,035m <sup>2</sup>	S63.7	R6.3	未定	
最終処分場	東山清掃センター	一関地区広域行政組合	サンドイッヂセル方式	120,447m <sup>2</sup>	S58.3	R7.3	未定	

## (2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	備考
ごみ焼却施設	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設	一関地区広域行政組合	全連続式	約106t/日	R9.4	施設統合による新設	未定	
最終処分場	新最終処分場	一関地区広域行政組合	サンドイッヂセル方式	約80,600m <sup>3</sup>	R8.4	埋立終了及び施設統合による新設	未定	

## 様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(令和3年度)

事業種別 事業名称	事業番号 ※1	事業主体 ※2	規模 単位 開始 終了	経事業費(千円)				交付対象事業費(千円)				備考
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和3年度	令和4年度	
○エネルギー回収等に関する事業 エネルギー回収施設整備				9,346,500				3,115,500	3,115,500	9,346,500		3,115,500
1 一関地区広域行政組合	106 t/d	R6	R8	9,346,500				3,115,500	3,115,500	9,346,500		3,115,500
○最終処分に関する事業 最終処分場整備				4,020,000				2,010,000	2,010,000	4,020,000		2,010,000
2 一関地区広域行政組合	8,060 m <sup>3</sup>	R6	R7	4,020,000				2,010,000	2,010,000	4,020,000		2,010,000
○施設整備に関する計画支援事業 エネルギー回収施設整備(事業番号)に係る計画支援				463,247	290,057	109,432	3,758	60,000		463,247	290,057	109,432
31 一関地区広域行政組合		R3	R6		160,862	89,249	3,758	30,000			160,862	89,249
最終処分場整備(事業番号2) に係る計画支援	32	一関地区広域行政組合	R3	R6	129,195	20,183		30,000			129,195	20,183
合 計					1,382,9747	290,057	109,432	3,758	5,185,500	5,125,500	13,829,747	290,057
									109,432	109,432	3,758	5,185,500
												5,125,500
												3,115,500

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施設のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域運合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の 要否	事業計画						備考
					開始	終了		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	11	環境教育・意識啓発	ごみの減量化に関する社会意識を育むため、環境教育に積極的に取組む。	市町・組合	R3	R8								
	12	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底	事業所への立ち入り検査なども含めて事業者への直接指導を推進する。	市町・組合	R3	R8								
	13	容器包装廃棄物の発生抑制・資源化の推進	店頭回収や行政の分別収集を利用して容器包装廃棄物のリサイクルを推進する。	市町・組合	R3	R8								
	14	リターナブル容器の利用促進	リターナブルびんの利用・返却・再利用の促進を図る。	市町・組合	R3	R8								
	15	環境物品等の使用促進	グリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。	市町・組合	R3	R8								
	16	資源の分別	資源を効率的に回収し、今後も継続並びに拡充を図る。	市町・組合	R3	R8								
発生抑制、再使用の推進に関するもの	17	中間処理後の資源物回収	中間処理後の資源物回収についても継続を図る。	市町・組合	R3	R8								
	18	分別収集の継続	ごみ収集カレンダー、ごみの分別チラシを効率的に利用し、排出指導、啓発活動を行う。	市町・組合	R3	R8								
	19	リサイクル施設活用の継続	生活系ごみのうち、燃やせないごみ、紙類を除く資源ごみは、中間処理による資源化を促進する。	市町・組合	R3	R8								
	20	適正処理の推進	廃棄物処理法、県条例による野外償却の規制に基づき、燃やすごみについて適正処理を推進する。	市町・組合	R3	R8								
	21	排出方法の周知	処理困難物について、処理状況の把握に努めながら、情報提供と啓発、周知を図る。	市町・組合	R3	R8								
	22	事業系ごみの適正排出の推進	適正排出に関して啓発、周知の徹底、減量化を促進する。	市町・組合	R3	R8								
	23	有料化	国のガイドラインにより検討する。	市町・組合	R3	R8								
処理体制の構築、変更に関するもの	24	施設整備に伴う分別区分の変更	地域全体でのごみの分別方法や取り扱いの統一に向けた検討を行う。	市町・組合	R3	R8								
	25	事業系一般廃棄物の排出事業者の指導	事業者に対する減量化計画の策定指導、事業所への立ち入り検査などの排出抑制対策を講じる。	市町・組合	R3	R8								
	26	併せ産業廃棄物の処理	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設での処理について検討する。	市町・組合	R3	R8								
処理施設の整備に関するもの	1	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業		組合	R6	R8	○							
	2	新最終処分場整備事業		組合	R6	R7	○							
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援		組合	R3	R6	○							
	32	2の計画支援		組合	R3	R6	○							
その他	41	再生品需要拡大	再生品やエコマーク商品などの利用拡大。リサイクル品の展示などの検討。	市町・組合	R3	R8								
	42	不法投棄対策	看板設置、巡回パトロール、住民・事業者に対する意識啓発。	市町・組合	R3	R8								
	43	災害廃棄物対策	周辺自治体や関係団体などとの連携・強力体制の強化	市町・組合	R3	R8								

【参考資料様式 2】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	一関地区広域行政組合		
(2) 施設名称	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設		
(3) 工期	令和6年度～令和8年度		
(4) 施設規模	処理能力 106 t / 日 (53 t / 日 × 2 炉) (予定)		
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式 ストーカ炉又は流動床炉		
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無	① (発電効率 15.2%)	・ 無
	2. 熱回収の有無	① (熱利用率 2.8%)	・ 無
(7) 地域計画内の役割	一関清掃センターと大東清掃センターのごみ焼却施設を統合することで、ごみ処理の効率化、有効利用を促進する。		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有	④	
(9) 事業計画額	9,346,500 千円		

【参考資料様式 4】

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	一関地区広域行政組合			
(2) 施設名称	新最終処分場			
(3) 工期	令和6年度～令和7年度			
(4) 処理場面積、容積	総面積 未定	埋立面積 未定	埋立容積 未定	80,600 m <sup>3</sup>
(5) 処理開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和8年度 埋立終了 令和22年度			
(6) 跡地利用計画	未定			
(7) 地域計画内の役割	舞川清掃センター、花泉清掃センター及び東山清掃センターの最終処分場を統合することで、ごみ処理の効率化を促進する。			
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有	無		
(9) 事業計画額	4,020,000 千円			

## 【参考資料様式 7】

## 計画支援概要

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	一関地区広域行政組合						
(2) 事業目的	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備のため				新最終処分場整備のため		
(3) 事業名称	エネルギー回 収型一般廃棄 物処理施設整 備に係る P F I 導入可能性 調査事業	エネルギー回 収型一般廃棄 物処理施設整 備に係る用地 測量調査事業	エネルギー回 収型一般廃棄 物処理施設整 備に係る生活 環境影響調査 事業	エネルギー回 収型一般廃棄 物処理施設整 備に係る実施 設計事業	新最終処分場 整備に係る用 地測量調査事 業	新最終処分場 整備に係る生 活環境影響調 査事業	新最終処分場 整備に係る実 施設計事業
(4) 事業期間	令和3年度	令和3年度	令和3年度～ 令和5年度	令和6年度	令和3年度	令和3年度～ 令和4年度	令和6年度
(5) 事業概要	P F I 導入可 能性調査	用地測量 地質調査等	生活環境影響 調査	実施設計	用地測量 地質調査等	生活環境影響 調査	実施設計
(6) 事業計画額	7,096 千円	63,745 千円	183,028 千円	30,000 千円	81,532 千円	67,846 千円	30,000 千円

添付資料1 対象地域図



※（新施設の用地は選定中のため一関市内とする。）

図1-1 現況施設と新設施設の位置図

表1-1 現況施設の概要

施設名	所在地	施設の種別	処理能力または埋立容量	竣工年月
一関清掃センター	一関市狐禅寺字草ヶ沢 36 番地 41	ごみ焼却施設	150t/日 (75 t / 24h / 2 炉)	昭和 56 年 3 月
		リサイクルプラザ	33t/5h	平成 14 年 11 月
		第 1 し尿処理施設	80kL/日	昭和 52 年 3 月
		第 2 し尿処理施設	80kL/日	昭和 60 年 7 月
大東清掃センター	一関市大東町摺沢字南長者 101 番地 1	ごみ焼却施設	80t/日 (40 t / 24h / 2 炉)	平成 11 年 8 月
		粗大ごみ処理施設	18t/5h	平成 11 年 8 月
川崎清掃センター	一関市川崎町薄衣字石船渡 133	し尿処理施設	100kL/日	平成 7 年 3 月
舞川清掃センター	一関市舞川字河岸 101 番地 2	最終処分場	155, 666m <sup>3</sup>	平成 10 年 3 月
花泉清掃センター	一関市花泉町金沢字滝ノ沢 40 番地 4	最終処分場	31, 035m <sup>3</sup>	昭和 63 年 7 月
東山清掃センター	一関市東山町松川字吉兆所 52 番地 1	最終処分場	120, 447m <sup>3</sup>	昭和 58 年 3 月

表1-2 新設施設の概要

施設名	所在地	施設の種別	処理能力または埋立容量	竣工年月
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設	一関市内	ごみ焼却施設	約 106t/日	令和 9 年 3 月
新最終処分場	一関市内	最終処分場	約 80, 600m <sup>3</sup>	令和 8 年 3 月

添付資料2 分別区分説明資料

表2-1 ごみの分別区分

ごみ集積所に出せるごみ		
分別区分		主な品目
資源ごみ	缶	ジュース缶、酒、食品、スプレー缶（カセットコンロ用、ヘアスプレーなど）
	びん	飲料水、食品、酒類、ドリンク、化粧品類
	ペットボトル	—
	プラスチック製容器包装	ポリ袋、パック類、外装フィルム、ボトル類、カップ類、トレイ類、ふた類、緩衝材類、ネット類
燃やせないごみ	紙類	新聞紙（折り込みチラシを含む。）、飲料用紙パック（牛乳、ジュース用）、雑誌（菓子箱、カタログ、パンフレット、包装紙）、ダンボール
	小型家庭用品	バケツ・洗面器、ハンガー、ポリタンク、カバン、おもちゃ、ペン類
	小型家電用品	扇風機、CD・MD・DVD・フロッピーディスク及びそのケース、炊飯器・ラジカセ、ファンヒーター、乾電池
	金属類	なべ、やかん、かさ、スプーン・フォーク、油や塗料の缶、おたま、鉄塊類、スプレー缶
燃やすごみ	陶器・ガラス・刃物類	蛍光管・電球、刃物、カミソリ、陶器・ガラス、油のびん
	生ごみ	—
	紙	おむつ、紙くず
	木くず	—
	ゴム・布・革など	くつ、ゴム手袋、ござ、衣類
	その他	バラン（仕切り）、歯ブラシ、レトルトパック、たれ・かやく袋、ビデオテープ・カセットテープ及びそのケース、チューブ類、ライター

拠点回収するごみ（市民センター、公民館、図書館に常設設置のボックスで回収）	
分別区分	主な品目
廃小型家電	電話機、携帯電話、デジタルカメラ、ノートパソコン、カーナビ、ラジオ、電卓、ビデオテープレコーダ、ゲーム機、電子書籍端末

ごみ集積所に出せないごみ（清掃センターに持ち込めるごみ）	
分別区分	主な品目
粗大ごみ	タイヤ・ホイール、バイク（50cc未満）、机、箪笥、ソファー（スプリング入りを除く）、テーブル、絨毯、畳、布団、自転車、スコップ
パソコン（資源有効利用促進法対象機器）	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ

清掃センターで処理できないごみ	
分別区分	主な品目
家電リサイクル法対象機器	テレビ（ブラウン管式、薄型）、冷蔵庫（ワインセラー含む）、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
その他の処理できないごみ	爆発性、火災発生の危険のあるごみ
	ガスボンベ、塗料、消火器、ガソリン・灯油、オイル
	有害性のごみ
	バッテリー、農薬・劇薬、体温計、注射針・点滴針
	焼却、破碎不適なごみ
	スプリング入りベッドマット、コイル、ブロック、自動車、石こうボード・断熱材、農業用資材

添付資料3 目標の設定に関するグラフ等

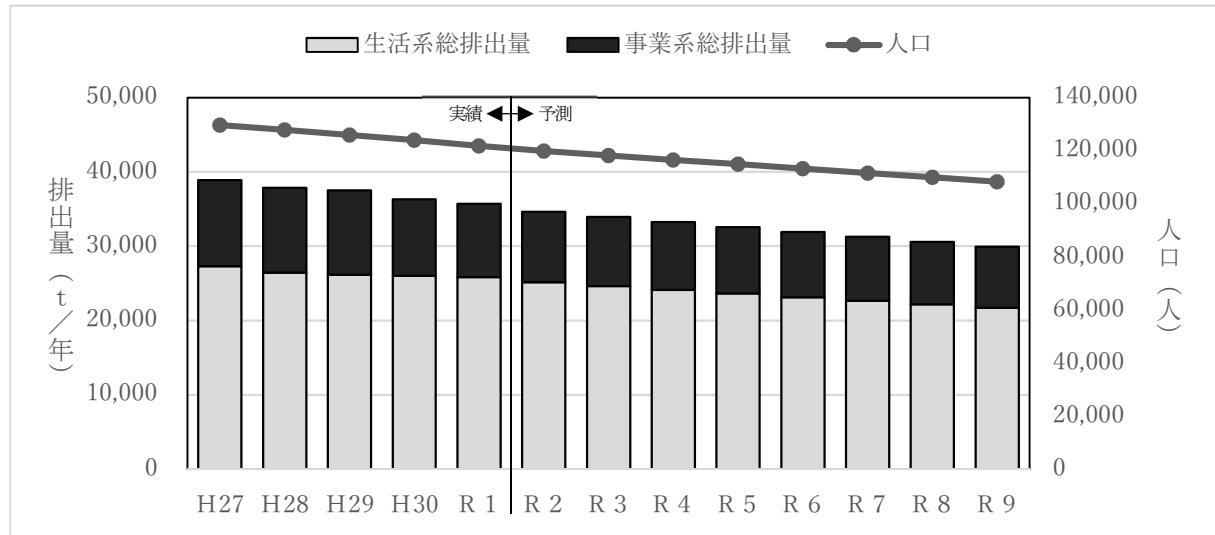


図3-1 ごみ排出量及び人口の推移

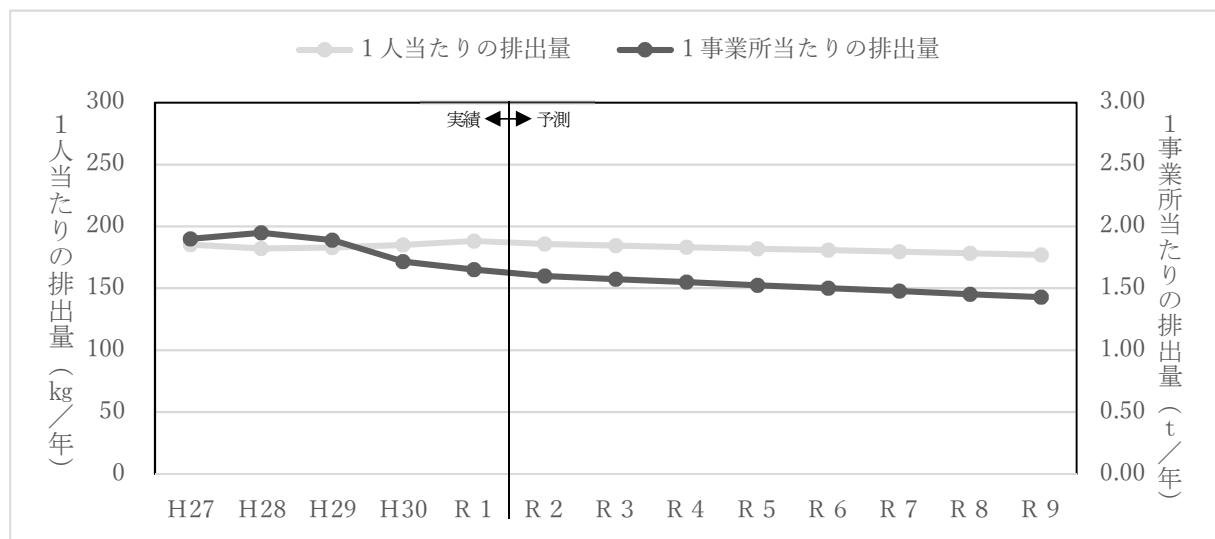


図3-2 1人当たり排出量及び1事業所当たり排出量の推移

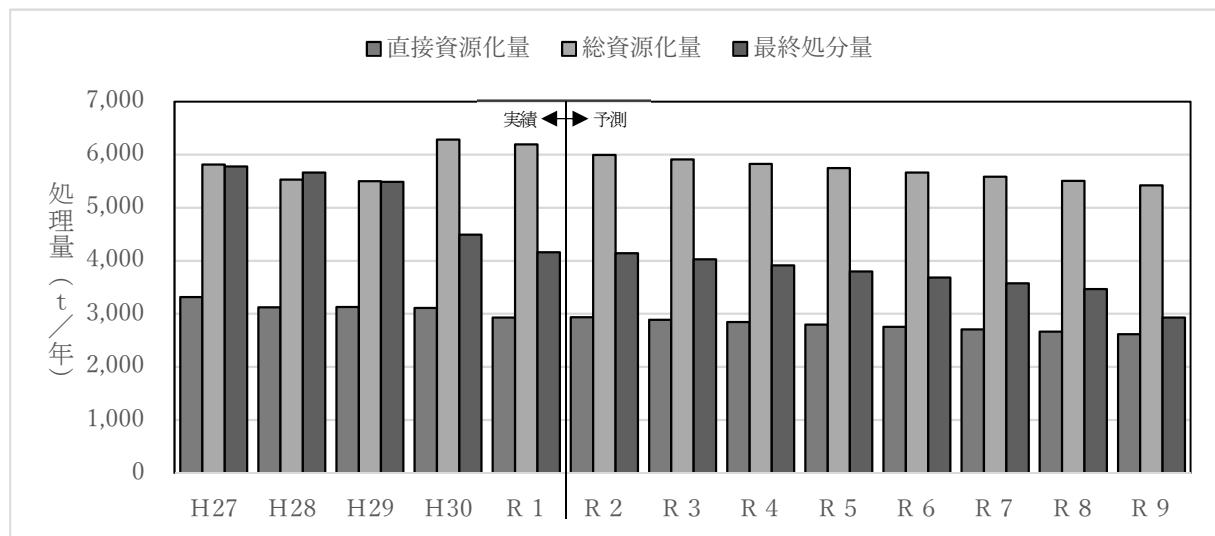
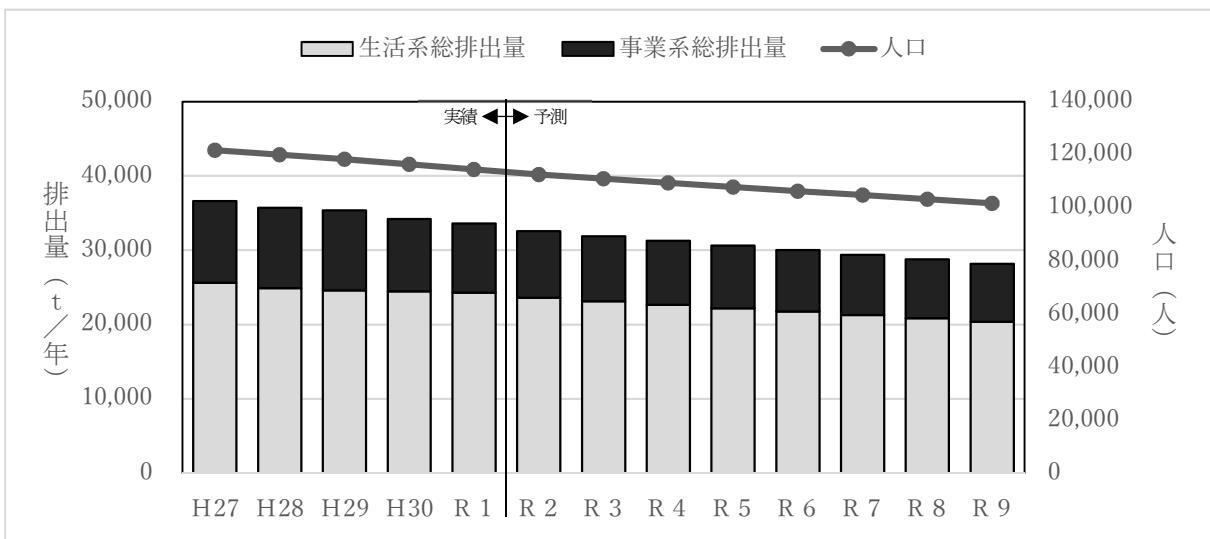
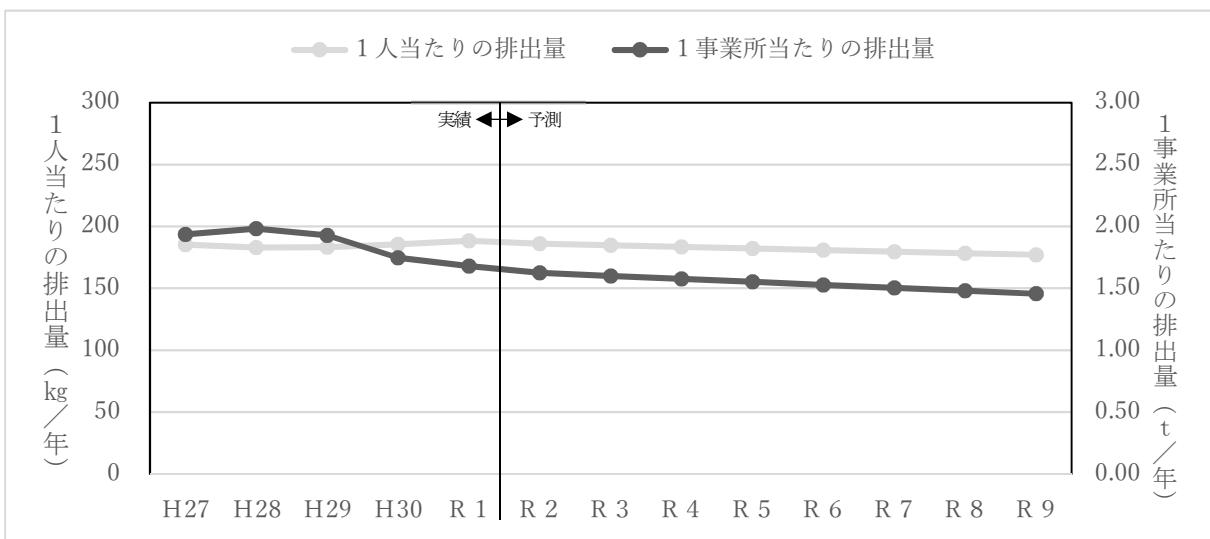


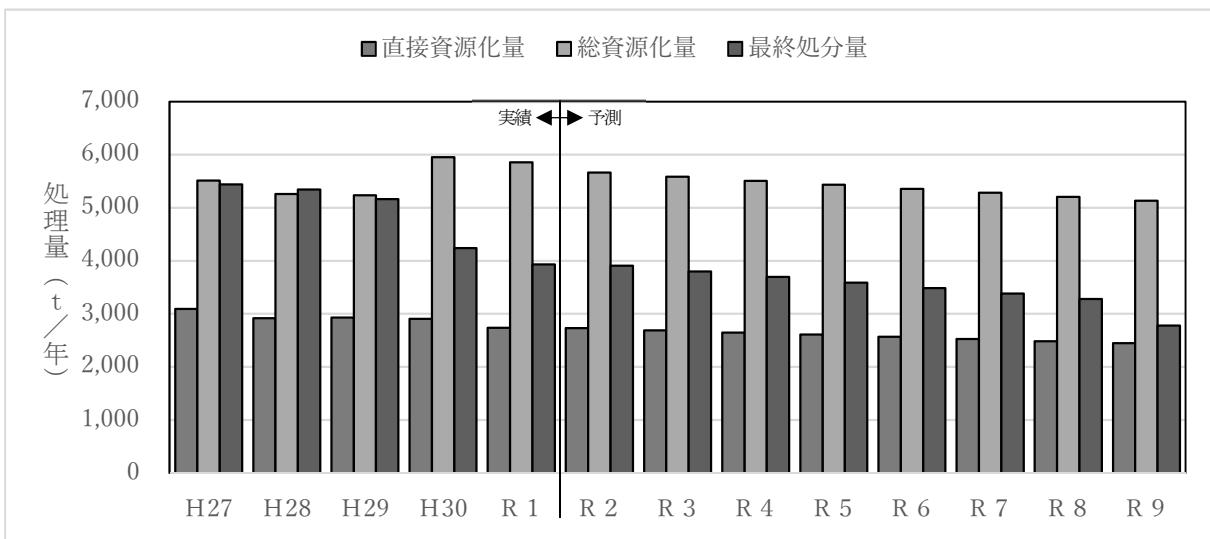
図3-3 ごみ処理量の推移



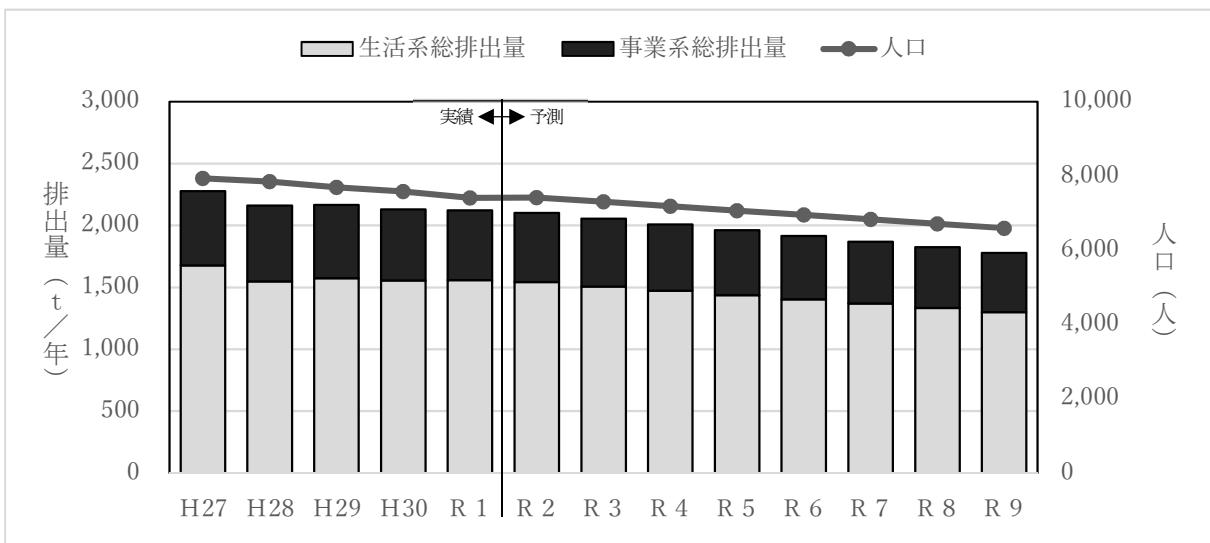
<参考> 一関市のごみ排出量及び人口の推移



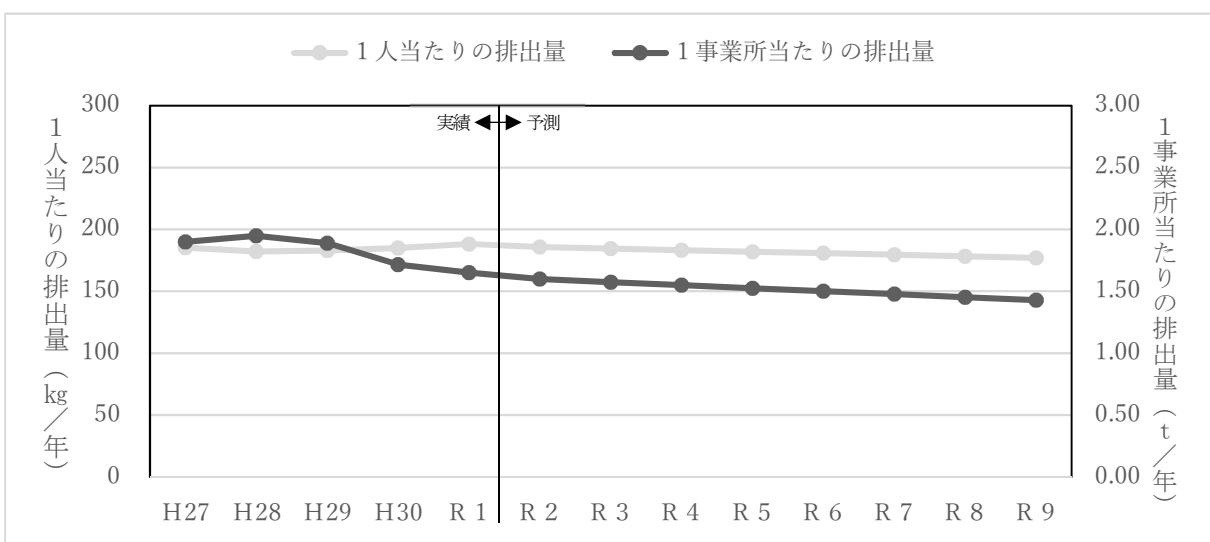
<参考> 一関市の1人当たり排出量及び1事業所当たり排出量の推移



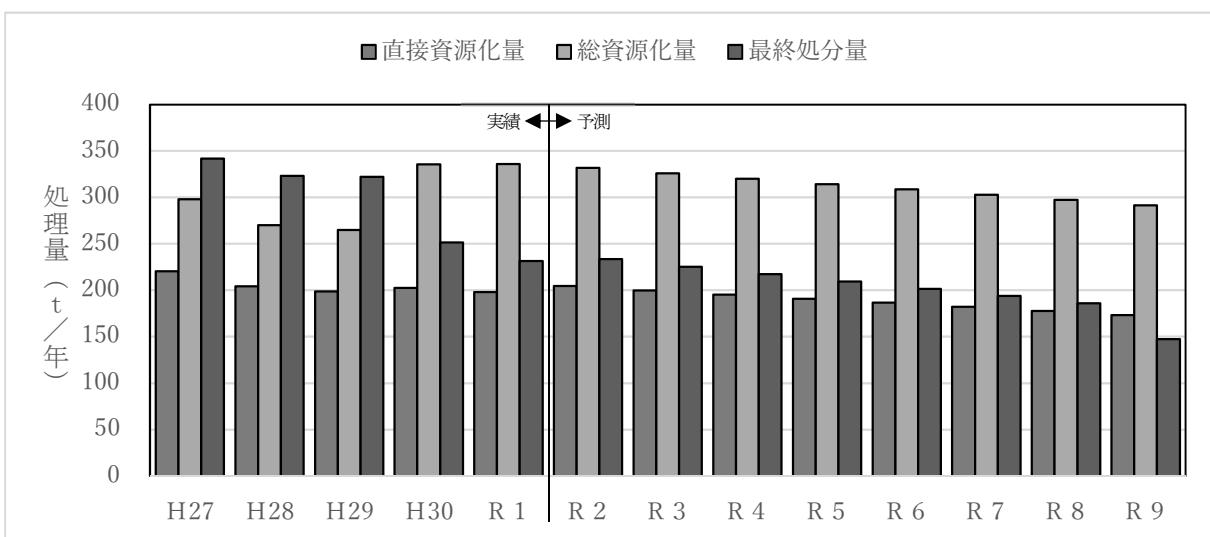
<参考> 一関市のごみ処理量の推移



<参考> 平泉町のごみ排出量及び人口の推移



<参考> 平泉町の1人当たり排出量及び1事業所当たり排出量の推移



<参考> 平泉町のごみ処理量の推移